

月刊

税理士事務所

CHANNEL

●監修●
ミロク会計人会連合会

2014.3

No.391



タイトル: 玉陵^{たまきやまどうん}
撮影: 野原 雅彦 (沖縄ミロク会計人会)
場所: 沖縄県那覇市

3

- 事務所訪問 知花直治税理士事務所
嵩原康夫税理士事務所
嵩原宜公認会計士事務所 ……2
- 消費税率引上げ直前ワンポイント解説 ……5
- シリーズ企画「企業再生への道筋②」 ……6
- 地元の元気企業 合名会社崎元酒造所 ……10
- ご当地自慢 八重山諸島 ……11
- MJS INFORMATION ……14
- ミロクシステムQ&A『ACELINK NX-Pro 会計大将(よくあるお問い合わせ)』 ……15
- リレーエッセイ 沖縄ミロク会計人会 大濱 盛英 ……19

それぞれの得意分野を生かし、親子二代、30年にわたって合同事務所の経営に臨む



知花直治税理士事務所・嵩原康夫税理士事務所・嵩原宜公認会計士事務所

30年間にわたって合同事務所を運営

知花先生と嵩原先生は30年間にわたって合同事務所として経営し続けていますが、その間に感じた合同事務所の強みを教えてください。

嵩原康夫先生（以下、敬称略） やはり

知識やノウハウを共有できることではないでしょうか。自分一人では荷が重い案件が発生した際に、事務所の垣根を越えて相談し、互いに自分のことのようにアドバイスし合えるのは非常に頼もしいことです。また、どちらの事務所もM・J・Sのシステムを使用しているので、ITやシステムに関するトラブルシューティングやノウハウも共有することができています。とはいえ、経

たけはら
知花直治税理士事務所と嵩原康夫税理士事務所・嵩原宜公認会計士事務所は、合同事務所を形成しています。多くの合同事務所が諸事情で解散してしまう中、知花直治先生と嵩原康夫先生は30年にわたってタッグを組み、地元・沖縄県の中小企業を支え続けています。また、近年ではそれぞれのご息も事務所で働き始めるようになり、新たな体制を構築しつつあるそうです。早速、合同事務所を存続させる秘訣や事業承継の現状についてお話を伺いました。



所在地／〒903-0825
沖縄県那覇市首里山川町2-59-7
TEL／知花直治税理士事務所:098-885-9261、
嵩原康夫税理士事務所・嵩原宜公認会計士事務所:
098-885-9164
設立／知花税理士事務所:1980年、
嵩原康夫税理士事務所:1983年、
嵩原宜公認会計士事務所:2012年
職員／13名(合計)
導入システム／ACELINK NX-Pro、ACELINK Navi

営面についてはそれぞれ独立しており、互いの収支がどうなっているかまでは知りません。その距離感が私たちにとっては丁度良いものだったので、税理士法人化を検討することはありませんでした。

知花直治先生（以下、敬称略） 私の顧

問先には医療機関や薬局関連が多いので、そのあたりのノウハウには自信があります。高校時代の友人の医院開業を支援したのを機にこの分野に関心を持つようになり、一人医療法人の設立支援にいち早く取り組んだことで一気に顧問先を増やすことに成功したので

一方、嵩原先生は以前に法律事務所

で働かれていたことがあるので、法律全般の知識をお持ちですし、今も弁護士のお知り合いが多いので非常に心強いです。具体的には相続税関連の相談などに乗ってもらうことが多いです。

——しっかりとした協力体制で合同事務所を運営されているんですね。

知花 そうですね。こうした事務所全体の雰囲気は定着率の良さにもつながっているように思います。実際、私たちの事務所には勤続30年の職員がいるくらいです。次の代になってからも、職員たちが安定して働き続けることができるような職場環境を作っていってもらいたいですね。

——合同事務所をうまく経営していくコツについてお聞かせください。

知花 例えば、職員全員の親睦を深めるために、2年に1回は合同で社員旅行をするようにしています。仕事だけでなく、家族のことや友人のこと、さらに自分の趣味のことなど、いろいろな情報を共有し合える良い機会になっています。

それから、何よりも重要なのが事務所間の経営理念を共有すること。そしてお互いの信頼関係を構築することが大切です。私たちはそのあたりがしっかりとできているからこそ、合同事務所として波風を立てずにやってこれたのだと思います。全国的に見ても、

合同事務所を30年間存続している例は少ないのではないのでしょうか。このほど2人も同時に日本税理士会連合会から永年表彰していただく機会を得ました。これからも10年、20年と歴史を重ねていきたいですね。

——どのような経営理念を共有しているのですか。

髙原康夫 「顧問先に感謝され、信頼されるような仕事をする」という経営理念に掲げています。もちろん、行動指針にもその理念は浸透しており、例えば重要な相談事を持ちかけられた際、私たちも職員もなるべく電話ではなく顧問先を訪ね、直接話をするようにしています。面と向かって話をし、納得いくまで説明する。これを繰り返していると、顧問先に喜ばれるだけではなく、自然と顧問先に訪問しやすくなります。そうすれば必然的に付き合いは長くなるものです。

それぞれのご息が すでに事務所で活躍中

——事業承継はどのように進めていますか。

知花 すでにそれぞれの事務所には私の息子の勇輝と髙原先生のご息子の宜さんが所属しており、徐々に彼ら二人を中心とした体制に移行しつつあります。勇輝は税理士試験の勉強中ですが、

ITに関する知識が豊富で、合同事務所システムの改善や管理に力を注いでくれています。近年は税務・会計業務とコンピュータが切り離せない関係になっているので、やはりこれからは若者が中心になっていくべきだと思います。

髙原康夫 息子の宜は公認会計士試験に合格し、今後税理士登録も行う予定です。実務も慣れてきたようなので、安心して仕事を任せることができています。

ところで、私は事務所を立ち上げた当初からライフワークのように沖縄県内の破産関連案件に携わり続けてきたのですが、今後はそういった分野にも興味を持つてもらいたいと考えています。もちろん、破産関連案件の中には十分な報酬をいただけないようなケースもあるのですが、それでも社会貢献の一つだと思って、引き受けてほしいですね。そして、その際には私と知花先生と同様、勇輝さんと協力しながら業務を進めていってほしいと願っています。そういった地道な取り組みが、地域からの信頼を得ることにつながっていくでしょうから。

——IT化についてはどのように推進していますか。



手前が知花直治税理士事務所、奥が髙原康夫税理事務所・髙原宜公認会計士事務所。事務所間の垣根は全くありません。

知花 勇輝が中心となって、ペーパーレス化などを推進してくれています。現在は紙に出力する必要がある重要な申告書類以外は、ほとんど電子データでやり取りするようにしています。事務所内でも「紙はコストになる」という考え方が浸透しつつあるようです。最近では『ACELINKNX

IPRO』の導入でさらに作業効率が上がりました。特に申告書の確認や署



持続可能な合同事務所のあり方を考え、実践されている、
(左から) 髙原宜先生、髙原康夫先生、知花直治先生

アットホームな雰囲気 の事務所作りを進めたい

名が簡単にできるようになっていたり、気が入っています。

——ところで、宜先生はもともと東京の大手監査法人に勤務されていたそうですが、こちらに戻ってからの生活はいかがですか。

髙原宜先生（以下、敬称略） 事務所に

税理士・公認会計士 までの道のり

知花直治先生

沖縄県の特待生として福島大学経営学部で学び、その後、東京で働きながら簿記の勉強に励んだという知花直治先生。その後、沖縄に戻って公認会計士事務所で勤務しながら税理士試験の勉強に励み、1980年に税理士試験に合格して独立を果たしたそうです。

髙原康夫先生

髙原康夫先生は法政大学大学院を卒業後、沖縄の法律事務所で働きながら沖縄国際大学で講師を務めていたそうです。その後、税務・会計の面白さに気付いて税理士試験の勉強を始め、1983年に税理士資格を取得。すでに税理士事務所を設立していた知花先生に相談し、合同事務所を設立しました。

髙原宜先生

中学生の頃から事務所に出入りしていて、ちょっとした雑務を手伝ったりしていたという髙原宜先生。高校時代から事務所を承継することを意識し始め、大学に入ってから公認会計士の試験勉強を始めたそうです。そして、2002年に旧公認会計士2次試験に合格し、東京の大手監査法人を経て2008年から髙原康夫税理士事務所に勤めています。

は子どもの頃から出入りしていましたが、職員の皆さんとも親しくさせていただいていたので、特に違和感はありませんでした。とはいえ、監査法人時代の業務は大手企業の会計監査や財務調査が主だったので、当初は中小企業の税務・会計業務の方法が分からず、戸惑う部分もありました。ですが、父や知花先生、それから職員の皆さんが丁寧に教えてくれたので、不安はありませんでしたし、すぐに業務にも慣れることができました。

——こちらでの仕事にやりがいを感じていますか。

髙原宜 監査法人時代は大手企業が顧

客であり、経営者の方々と直接話す機会がほとんどありませんでしたが、こちらではその逆でほとんどの場合は経営者の方々と直接話すことができます。その分、私のアドバイスが経営に直接的な影響を与えることも多いので、身を引き締めながらも、やりがいを感じています。

——監査法人時代の経験が生きること
はありますか。

髙原宜 もちろんあります。例えば、融資を受ける際に必要な経営計画書を作成する業務では、経営者にヒアリングをして、こちらで経営計画書を5期分ほど作成することがあります。こういった業務は監査法人時代に何度と

くこなしてきたので、質、量共に自信をもって対応することができています。とりわけ最近では融資に関する相談を受けることが多くなってきているので、このノウハウが非常に役立っています。

——今後の目標についてお聞かせください。

髙原宜 知花先生と父が作り上げてくれたアットホームな雰囲気を引き継ぎながら、勇輝さんや職員の皆さんと協力し、さらに顧問先からの信頼を得られるような業務を展開していきたいと思っています。

——本日はありがとうございました。
合同事務所のますますのご発展をお祈り申し上げます。

特別企画

消費税率引上げ直前ワンポイント解説

昨年の本誌9月号と10月号では、消費税率引上げに伴う経過措置を中心にお伝えしました。今号では経過措置の適用がない場合の適用税率のポイントを具体例でご説明します。



長野 匡司 氏
ながの・まさじ

1983年、税理士試験合格。84年に坂内直治税理士事務所(現 税理士法人中央税経センター)に入所し、2004年に長野匡司税理士事務所を開業した。現在、日本税務会計学会法律部門委員、MJS税経システム研究所 客員研究員。主な著書は『業種別で見る8%消費税』(共著、税務研究会)他。

1. 施行日をまたぐ請求書等

毎月20日など月の途中で請求金額を締め切り、相手方に請求することがあります。この場合には、本年4月1日をまたぐ請求書等において、5%の税率である3月31日以前の資産の譲渡等と、8%の税率である4月1日以後の資産の譲渡等に区分し、次のような方法により、わかりやすい請求をする必要があります。

① 5%分の請求書と8%分の請求書を別々に作成し、合計表を添付する方法

② 1枚の請求書に5%分の請求合計額と8%分の請求合計額を記載する方法

2. 施行日前の契約に基づく取引

本年3月31日までに前受金を受領した場合で、商品の引渡しがあった日が

4月1日以後のときは、8%の税率を適用します(経過措置通達2、Q&A I問1)。

3. リース取引における分割控除

賃借人が、本年3月31日までに引渡しを受けたリース資産について、賃貸借処理による分割控除をする場合には、4月1日以後の支払分も5%の税率を適用します(Q&A II問4)。

4. 施行日前に支出する4月分家賃

本年3月31日までに支出する4月分家賃は、原則として、8%の税率を適用します。

なお、3月決算法人は8%の税率が存在しないため、短期前払費用の損金算入の特例(法基通2-2-14)の適用を受ける場合の4月分家賃等は、原則として、5%の税率を適用します。ただし、例えば、4月分家賃

賃11万3400円(うち消費税額等8400円)が3月31日に普通預金から引き落とされた場合には、(表1)のような会計処理を行うことにより、翌期税期間において8%の税率で仕入税額控除することができます(Q&A II問6、問9)。

5. 出来高検収書に基づき支払った工事代金

建設工事等の出来高検収書に基づき支払う工事代金は、部分完成基準の適用はありません。したがって、本年4月1日以後に引渡しを受ける場合には、3月31日までに支払った部分も8%の税率となります。

なお、3月決算法人が5%で仕入税額控除した場合には、(表1)の仕入対価返還処理法に準じて、翌課税期間において8%で仕入税額控除することができます(消基通11-6-6、Q&A II問10)。

〈表1〉 税抜経理の場合の仕訳例 (単位:円)

原則	3月31日	(賃借料) 108,000 (普通預金) 113,400 (仮払消費税等) 5,400
仮払金処理 翌期控除法	3月31日	(賃借料) 105,000 (普通預金) 113,400 (仮払金) 8,400
	翌課税期間	(賃借料) 105,000 (賃借料) 105,000 (仮払消費税等) 8,400 (仮払金) 8,400
仕入対価 返還処理法	3月31日	(賃借料) 108,000 (普通預金) 113,400 (仮払消費税等) 5,400
	翌課税期間	(賃借料) 105,000 (賃借料) 108,000 (仮払消費税等) 8,400 (仮払消費税等) 5,400

Q&A I:「平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率に関する経過措置の取扱いQ&A」(国税庁消費税室)

Q&A II:「消費税率引上げに伴う資産の譲渡等の適用税率に関するQ&A」(国税庁消費税室)

企業再生への道筋 ②

前号で見たように、中小企業をサポートすべく47都道府県に中小企業再生支援協議会が設置されました。各地域における企業再生がどのように進められているのか、京都府中小企業再生協議会と東京都中小企業再生協議会のケースをご紹介します。また後半では、MJS 税経システム研究所客員研究員の杉田利雄様に、事業再生に税理士がどのように携わるべきか、その二例をご紹介します。

インタビュー①

京都府中小企業再生支援協議会
統括責任者

伊藤 久人 様

京都ならではの地元金融機関による手厚いバックアップ体制が強い

老舗企業が多いという印象の強い京都ですが、老舗企業の再生案件が多いわけではなく、業種については他の地域と同様、製造業、卸・小売業、建設業などの比率が高くなっています。相談件数については平成15年に当協議会が設立して以来、年間50件前後で推移していましたが、一昨年から金融機関からの持ち込み案件が増え、100件を超えるようになりました。その大半は中小企業ですが、他地域に比べると若干規模は小さく、年商数億円規模の事業者の数が多くに思います。

また、京都は日本屈指の観光地であり、ホテル・旅館などの業種が集積している地域でもあります。そのため、観光関連産業の再生案件も比較的多い

ように思います。京都の観光関連産業は市場が大きい一方、海外からの観光客数が多い分、国際情勢や東日本大震災などの外的要因の影響を受けやすく、売上げが一時的に半減してしまうようなことがあるからです。

もちろん、その他の業種に関しても、景気の影響を大きく受けます。近年ではリーマン・ショックや長期化したデフレの影響で収益性が悪化し、元本返済が不可能な状況に追いやられてしまうケースが多発しています。こういった場合はリスクと経営改善を両輪とした再生計画を立て、景気が復調するのを粘り強く待たなければなりません。そのためには金融機関の理解と協力が必須になってくるわけですが、京都の場合、メインバンクを地元金融機関（京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫）にしている企業が圧倒的に多い上に、地元金融機関が積極的に企業再生に応じてくれるという特徴があります。

その一例として挙げられるのが、中小企業再生支援融資です。これは京都府、京都市と京都信用保証協会および地元金融機関をはじめとしたオール



は金融円滑化法が施行される以前から、地元金融機関が柔軟にリスクなどに応じてきました。バブル以降、地元金融機関による貸し剥がしによって苦しんだといった話を耳にすることはなかったと思います。

経営者にとって身近な存在 税理士の皆さんの協力に期待

しかし、地元金融機関の力だけでは潜在的な企業再生のニーズに対応することは困難です。とりわけ建設業や印刷業、さらに京都でいえば呉服関連の事業者については構造不況の真つ只中にあり、私たちが知らないところで多くの企業が苦境に立たされているものと思われまます。そして、その中には経営者の事業承継に伴い、前向きに再生を進めたいというニーズもあるはずで

す。しかし、経営者は自社の売り上げが減少傾向にあっても、「まだ大丈夫」と考えてしまいがちです。まずはそういった経営者に現実を見つめていただき、再生に取り組んでいただかなければなりません。だからこそ、これからは経営者にとって最も身近な存在であり、その財務状況を把握している税理

士の皆さんにご協力いただきたいと考えています。一人でも多くの税理士の方が認定支援機関に登録し、積極的に再生計画の作成手法などを学び、実践してくださることを期待しています。

インタビュー②

東京都中小企業再生支援協議会
プロジェクトマネージャー

相場 正樹 様

事業再生には管理会計導入と 経営者の意識改革が肝要

東京における企業再生の案件は製造業や流通業、卸・小売業が約6割を占め、他地域と異なり旅館・ホテルなどの宿泊関連は少ないです。また、東京の中小企業は主にメガバンクをメインバンクにしているため、再生計画の調整が他地域以上に難航しがちです。企業規模に関しては、従来は年商5億円程度が多かったのですが、最近では年商1〜2億円程度の企業も増えてきました。いずれにしても収益性の悪化によって元本返済が滞ってしまっているケースが目立ちます。

そういった企業に共通しているのは、それなりの収益は上げているのに

いわゆるドンブリ勘定になっているケースが多いということです。このような場合は、外部の専門家を入れて管理会計を導入していくことが効果的だと同時に、過剰在庫などを整理して正確な数字が出せるようにしていく必要があります。そうしなければ、いくら綿密な再生計画を立てても絵に描いた餅に終わってしまうのです。

再生に取り組むにあたって、もう一つ重要なことがあります。それは経営者が意識を変えることです。特に経営者のワンマン体質によって風通しの悪い経営環境になっている場合、ドンブリ勘定が常態化する危険性はもちろん、商品ラインアップや仕入れ内容を時流に合わせてられないといった弱みも浮き上がってきます。そうすると、経営者や役員を総入れ替えることも検討しなければならぬので、まずは経営者自身が「自分や役員が会社を去ることになっても再生に取り組む」という気概を持たなければなりません。その意志が弱く、中途半端な状態で企業再生や事業承継を進めようと、内部からの反発などで後継者が会社を辞めてしまう恐れがあります。

事業の「俯瞰図」を活用して 新たな商品・サービスを創出

実際に企業再生に取り組む際には、

企業サイドと金融機関サイドの意見を摺り合わせながら、企業サイドに再生計画を作成する上でのアドバイスをしていきます。この際に争点となるのは利益をどう分配するかという点です。企業としては投資や内部留保に回したいけれど、金融機関はできるだけ早く回収したいと考えますから、どうしても意見が対立してしまうのです。だからこそ、私たちが第三者として両者の意見をしっかりとヒアリングし、企業サイドに管理会計を導入していきながら、金融機関が納得するような再生計画になるように、アドバイスをいかなければならぬのです。財務内容によつては販管費を見直すだけでなく、所有している不動産や工場などの資産を売却するといった大規模なリストラを検討しなければならぬこともあります。経営者にとっては非常に辛い時期になりますが、それを乗り越えてこそ再生の道は拓けるのです。

しかし、いかに再生計画を綿密に立てても、収益力を向上させなければ今後の将来性は望めません。そこで、私たちは経営者に事業の「俯瞰図」を作るようにアドバイスをしています。多くの中小企業は長年にわたって下請業務によつて売り上げを立て続けています。その結果、下請体質が染み付いてしまっている、自分たちの業界がどういう状況な



のか、また自分たちの商品やサービスがその中でどのような位置にあり、どのような経緯で消費者のもとに届いているのかを把握できていないケースが多いのです。そのような状態では、いくら知恵を絞っても時代にマッチした新商品や新サービスを生み出すことはできません。ですから、私たちはそういった企業の経営者に、所属する業界と取引先、消費者の関係性が一目で分かるような俯瞰図を作成してもらい、取引先や消費者の困り事やニーズを浮き彫りにしてもらおうようにしています。現にこの俯瞰図を作ることで、いくつもの企業が取引先に新商品や新サービスの提案を行い、新規事業の立ち上げに成功しています。これからのこの手法を活用して、一社でも多くの企業を再生に導いていきたいと思いま

事業再生指導業務のスタート

税理士の清水洋先生が書かれた『借金で会社を潰す社長、会社を生かす社長』を読んだことがきっかけで、事業再生指導（事業再生コンサルティング）を始めました。2002年のことですから、今年で12年目になります。

当初、この分野にどの程度の市場性があるのか知りたく、プレマーケットイングとして中小企業向けと会計事務所向けに分けてそれぞれセミナーを行いました。いずれも想定を上回る反響があったことを思い出します。

会計事務所向けセミナーではこんなことがありました。その日のセミナーは盛況で、補助椅子を出すほど。私は事業再生指導をやりたいと思うこと、市場ニーズがありそうなこと、税理士の先生方と一緒にやってこれを進めたいことなど、一通り話し終わり質問時間に入りました。するとある税理士さんが「税理士は儲かっている会社の税務相談が仕事だ。潰れそうな会社を指

導するなんてとんでもない」と言うのです。他にも何人かこの意見の同調者がいる雰囲気でした。そこで私は、次のように切り返しました。「先生は、儲かっている時は顧問先として大事にするが、事業がダメになってきたら切り捨てるのですか？」と。今は昔の感があります。当時の雰囲気はこのようなものでした。

多難な船出のように思えますが、2年ほど経過すると税理士団体が、「事業再生は税理士の本来業務」と言い始めたこと記憶しています。近時では、多くの会計事務所が再生指導をメニューに加えていることが、インターネット検索で確認できます。数人で始めた事業再生の勉強会は240人を超え、地域の事業再生を担うNPO法人が5カ所あります。最近では、弁護士や司法書士などの税理士以外の士業や元銀行マンなどのコンサルタントの参加が多くなっています。事業再生の現場は、多方面の専門知識や経験を必要とします。そのような理由から、参加者の多様化

が進んでいるようです。

行政や公的機関との連携

本誌に記載の通り、国は産業活力再生特別措置法41条に基づき、全国47都道府県に1カ所ずつ「中小企業再生支援協議会」（以下、支援協）を設置して中小企業再生支援業務を行い、活動実績等は年々増加しています。しかし、図1のように、再生計画策定件数は全国で年間1511件に留まっています（相談件数は3712件）。また、図2のように、対処の手法は96・6%がリ

スケによるものです。従って、多くの窮境企業における抜本的な財務改善を行うには、支援協による中小企業再生支援業務に加えて、会計事務所や事業再生の専門家が協力し合い、一社でも多くの窮境企業を支援することが重要になると考えます。

認定支援機関制度と事業再生指導

国は、2012年8月に「中小企業経営力強化支援法」を施行し、新たな



会計システムを扱う企業でシステム・コンサルティング・グループ・マネジャー、情報センター長に従事した後、1989年にマネジメントとマーケティングのコンサルティングを手掛ける株式会社エム・エム・プランを創業。2006年には各地の弁護士、税理士と協力し、株式会社経営財務支援協会(BFCA)を創業し、代表取締役就任。JSK事業再生研究会を補佐する。

中小企業支援の担い手として、経営革新支援機関を認定する制度を創設しました。認定制度は、中小企業に対して専門性の高い支援を行う体制の整備です。2014年1月の中小企業庁の発表によると、2万440機関を認定したとしています。

私たちの勉強会（JSK事業再生研究会）もメンバーに呼びかけ、30以上の法人や個人が同法の認定を取得し、提携NPO団体のほとんどが認定機関となりました。ただ、同法の認定機関の活動の中心は、創業支援や経営革新支援で、支援の手法も経営計画の策定と助成金の申請が主です。「月末の手形が不渡りになる」、「このままでは夜逃げだ」、「破産してもいいのだが、保証人には迷惑をかけたくない」というような、本當の窮地に追いつめられた経営者と向き合う事業再生の最前線から見ると、時間や事態の切迫性が薄い指導業務に思えます。中長期の視点で日本経済の再成長を捉えようと、創業支援や経営革新支援が最重要課題であるこ

図1 再生計画策定完了企業の売上高別割合

※カッコ内は企業の社数

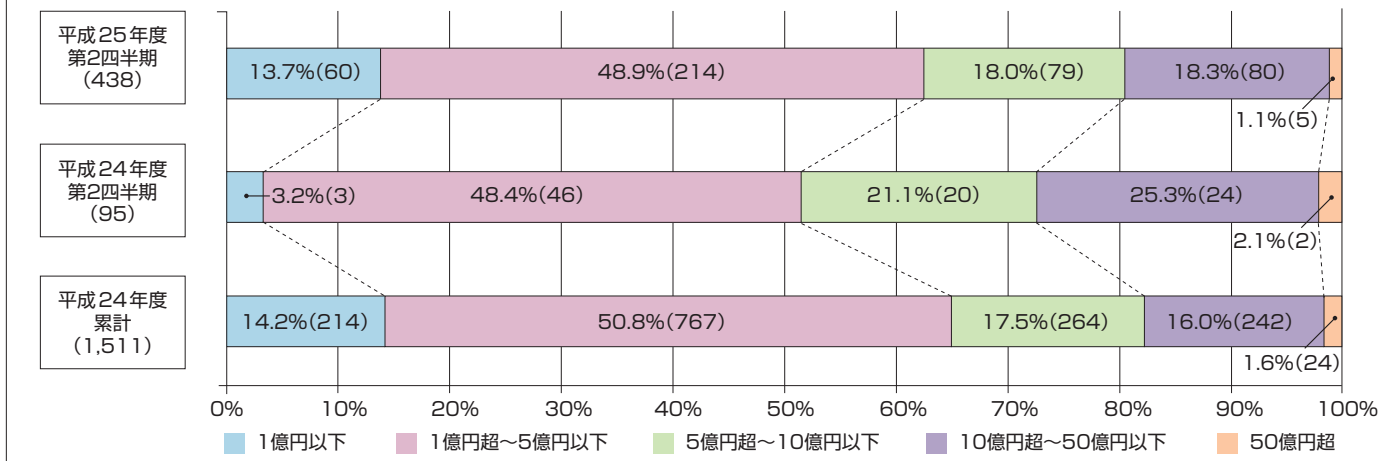
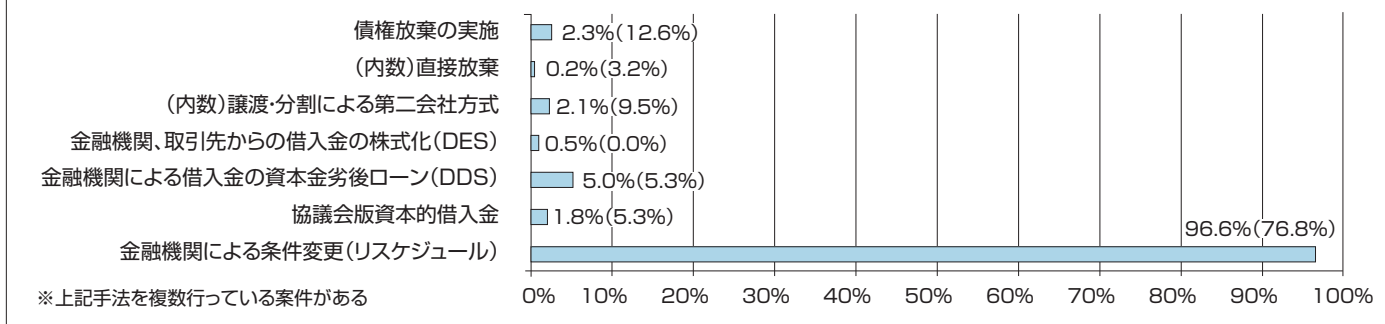


図2 再生計画策定完了企業の金融手法別割合

※カッコ内は前年同期における金融手法別割合



※上記手法を複数行っている案件がある

出典 中小企業庁ホームページ

とは間違いないですが、事業再生指導とは別な分野の業務と捉えた方が良いでしょう。

税理士業務と事業再生指導

会計事務所（税理士業務）は、常に顧問先の財務と寄り添っています。事業再生の発端は、財務の悪化や棄損です。従って会計事務所には、事業再生指導における重要なリーダーやソリューションガイドとしての役割が求められます。リーダーとは問題を発見して警告する役です。ソリューションガイドとは、問題解決のためには解決補佐人（事業再生指導者）の紹介を含めた対処法の案内役です。

「案内役なんてとんでもない。会計事務所が自ら、事業再生指導を行う」という方もいます。この方法は大都市では可能でも、地方都市ではある隘路を抱えます。それは、会計事務所と金融機関との関係性です。会計事務所にとって最大の顧客紹介者になり得るのが金融機関です。一方で、事業再生は多くの場合に借入弁済の条件変更や減免など、金融機関にとって不愉快な課題と対峙します。一方の手で「顧客を紹介してほしい」。別な手で「借りた金は約束通りには返せません」では、良好な関係を保持するのは困難だと言えるでしょう。

医療が、「早期発見と適切な対処」であるように、会計事務所は顧問先の問題を早期に発見し、適切な対処者に引き渡すことです。引き渡すとは、単なる紹介でなく、実態（問題点）を示すデータを添えて、治療に寄り添う形でこの課題に取り組むことです。この場合の会計事務所の立ち位置は、第三者機関としてのアドバイザーです。債権者としての企業側の代理人でもなく、債権者としての金融機関の代理人でもなく、双方にとっての最適な着地点を見出す役割を得ることができます。

また、会計事務所が自ら再生指導を行うことが難しい理由として、事業経営に係る多様な知識と経験を要することが挙げられます。事業再生には、税務・財務・会計以外に会社法等の法務や登記手順、不動産の価格算定や取引マーケティング、特許等の無体財産の評価、労務、各業界情報など多様な知識や経験を要します。

本格的な事業再生では、財務破たんの原因究明と修復、債務超過などの財務を改善、その上で利益の出せる損益計算書にしなければなりません。事業再生指導者や事業再生機関と良好な関係を構築できれば、顧問先等の事業再生ニーズにきめ細やかに応えることができるでしょう。

元気企業

合名会社 崎元酒造所

「与那国島ブランド」を活用しながら「花酒」の商品力と販路を強化

日本最西端の島「与那国島」。この地には「花酒」と呼ばれる日本で最もアルコール度数の高い酒（スピリッツ）が存在する。そこで、今回は与那国島最古の酒造所である合名会社崎元酒造所を訪問。同社の花酒造りへの情熱とこだわりをお伝えしたい。

沖縄県八重山郡与那国町
字与那国2329番地
TEL：0980-87-2417
www.sakimotoshuzo.com



「与那国ブランド」を前面に打ち出した商品展開を推進する崎元俊男社長

与那国島の特産品である花酒は泡盛と同じ原材料（タイ米などのインディカ米）と製法（蒸留）ながらも、一番搾りのみを集めたアルコール度数・60度のスピリッツだ。その美しい名称はアルコール度数の高さに由来している。かつての泡盛のアルコール度数は、ある一定の高さからグラスの中に酒を注ぎ、その時の泡の盛り具合（量）で判断されていた。花酒は泡の量が咲き誇っているかのように多かつたことから、そう呼ばれるようになったのだ。花酒は昔も今も与那国島では冠婚葬祭の際の必需品として親しまれてい



島でとれるクバの葉で巻かれた、アルコール度数60度の花酒「与那国」

る。例えば、与那国島には土葬文化が根付いているが、その際には墓の中に花酒を一緒に入れ、さらに埋葬から7年後に行われる洗骨の儀式の際には墓の中に入れて花酒で遺骨を清め、その後、花酒を掛けて燃やし、遺灰にして再び墓に戻すという風習が残っているという。

与那国島には3軒の酒造所が残っているが、その中で最も古いのが崎元酒造所だ。その前身の酒造所が誕生したのは1927年（昭和2年）のこと。沖縄本島の首里以外での酒造り解禁を機に、農業を本職とした17人の出資者



工場では、一つの空間で製造からビン詰め、ラベル貼りまでを行う。右手前に見えるのが、こだわりの古式地釜蒸留機

が共同出資によって同社の前身を設立したという。とはいえ、昭和40年代になると出資者は4名にまで減少し、最終的には崎元俊男現社長の母である崎元初氏が「このままでは酒造所が潰れ、島に残る花酒文化まで失われかねない」と名乗りを上げて独立し、経営に携わることになったという。

崎元酒造所の酒造りの特色は昔ながらの古式地釜蒸留機を使用していること。「一般的な蒸留機はすでに自動化されているが、当社で使用している古式地釜蒸留機の場合は、自ら火を起したり、釜の中のモロミを攪拌したりしないといけない。もちろん、その際には気温や湿度に注意しながら、火加減や攪拌具合を調整しなければならぬ」と崎元社長は話す。まさに手間暇、そして職人の勘が必要になる作業だが、それだけに「風味が豊かで濃厚な味わいの酒に仕上がる」そうだ。完成した花酒の飲み方については「まずはスト

レートでチビチビと味わい、その風味と味わいを感じてほしい」と崎元社長。また「ロックや水割りでも楽しんでいただけるし、県外のお客様からはお湯で割っても香りが立っていいという声をいただいた」とも。

ところで、崎元社長は昔ながらの製法を守りながら、新商品の開発にも傾注している。その一つが「にごり泡盛 海波」だ。これはアルコール度数が60度以上の「初溜取り花酒」の原酒に、割り水（硬水）をブレンドしたものの。花酒と硬水が混ざることが高級脂肪酸が生じ、白く濁ったようになってくる。半年ほどで熟成が進んで透明になるが、「濁っているうちは米の旨み、透明になってからはまるやかな風味を楽しめる。1本で2つの味を楽しめる酒だ」という。また、その他にも与那国島の島産米を使用した花酒造りに取り組むなど、より積極的に「与那国ブランド」を押し出した商品展開を進めている。こうした取り組みが奏功し「最近ではネット通販による売り上げが徐々に増加、着実に沖縄県外への出荷本数が伸びてきている」と話す崎元社長。「これからも『与那国』の文化とブランドを生かした商品作りを取り組みたい。また、いつかは泡盛のルートとされるアジアにも販路を広げたい」と目を輝かせている。

八重山諸島



ご案内人

下地寛一 所長
(下地寛一税理士事務所)

沖繩本島からさらに南西に約400km、石垣島をはじめとする合計10の有人島とその周辺の無人島からなる八重山諸島は、日本最南西端の島々です。観光地としては石垣島が有名ですが、その他の島々にもそれぞれの魅力がありますので、ぜひ石垣島以外の離島も訪ねてみてほしいと思います。今回はその中のいくつかの離島を巡りながらご紹介していきます。

八重山諸島の新しい空の玄関口「南ぬ島石垣空港」

2013年3月7日、八重山諸島の観光拠点となる石垣島に新しい空港が開港しました。愛称は「南ぬ島石垣空港」(写真①)。それまでの旧空港は滑



走路が短く、小型の旅客機しか発着できませんでしたが、新空港になって中型旅客機も発着可となり、大変便利になりました。現在、東京(羽田)〜石垣島間をJTA(日本トランスオーシャン航空)が1日2往復、ANAが1日1往復運行していますが、移動時間は約3時間15分と大幅に短縮されました(旧空港のときは約3時間45分)。また、近年話題のLCC(格安航空会社)も就航しています。新しい空港を中心に活性化が進む石垣島は、いま最もホットな観光地の一つといえるでしょう。

そんな石垣島の数ある観光スポットの中から一つだけ挙げるとしたら、やはり「川平湾」です(写真②)。2009年に「ミシユラン・グリーンガイド・ジャポン」で沖縄県初の3つ星に輝いた景勝地で、全国で8カ所しかない国指定名勝地にも沖縄県内で唯一選ばれています。潮の満ち引きや天

候によって刻々と海の色が変わるので、何度行ってもそのたびに違った表情を見せてくれることでしょう。

日本最西端の「与那国島」が育んだ圧倒的な景観美

日本最西端の「与那国島」は、石垣島から約117km、台湾からは約111kmと台湾の方が近く、晴れの日には海の向こうに台湾を望むことができます。島の周囲は27・49km。今回は観光タクシーで島をぐるりと一周してみました。

空港から島一番の集落である祖納を通り、まず最初に訪れたのは「東崎」。岬全体が放牧地になっていて、牛や馬がのんびりと草を食んでいます(写真③)。その中には数少ない日本在来種であるヨナグニウマもいますので、探してみてください。

次に向かったのは、「立神岩」(写真

◎沖縄観光コンベンションビューロー



①昨年3月に新しく開港した「南ぬ島石垣空港」



②潮の満ち引きや天候によってさまざまな表情を見せてくれる川平湾

④。その神々しいまでの自然の造形美で、与那国島のシンボリックな存在となっている。近くには「軍艦岩」や「人面石」などもあるので、時間があれば立ち寄ってみてください。

2003年に放映スタートした連続テレビドラマ『Dr. コトー診療所』（フジテレビ系）をご覧になった方は「井川浜」を要チェックです。ドラマで使われたオープンセット（診療所）がそのまま残されており、建物の中にも入れるなど、新たな観光スポットになっています（写真⑤）。熱烈なファンの中には、その診療所を見ただけで泣き出してしまふ人もいたそうですよ。また撮影は診療所だけではなく、島のあちこちで行われましたから、そのロケ地を探しながらの島巡りというのも、ファンにはたまらないと思います。

そして、絶対に外せないのが日本最先端の碑が建つ「西崎」です（写真⑥）。ここから日本で一番最後に沈む夕日を見ることが出来ます。

さらにもう一つ、近年注目の見どころといえば、謎の「海底遺跡」です（写真⑦）。2012年に発見されたこの遺跡は、高さ約25m、幅100m以上にも及び、階段状の岩やまっすぐな水路にも見える溝などがあって、まるで古代の神殿のように見えるそうです。いまだに人間の手による遺跡なの

か、自然現象によるものなのか解明されていませんが、どちらにしても一度は見てみたいものです。ダイビングやシュノーケルのツアーの他、海の上から覗けるグラスボートも出ています。

その他にも、世界最大の蛾・アヤミハビルの史料館、伝説の女傑・サンアイ・イソバが住んでいたとされ、祖納集落を一望できるティンダバナなど、見どころは盛りだくさんです。

東洋のガラパゴス「西表島」は天然記念物の宝庫

八重山諸島で最も大きな島（沖縄県内では沖縄本島に次いで2番目）である「西表島」は、島の90%が亜熱帯の原生林に覆われたジャングルです。天然記念物のイリオモテヤマネコやカンムリワシをはじめ、貴重な動植物、昆虫などが生息しており、沖縄県で唯一、国立公園に指定されています。

この「東洋のガラパゴス」とも称される秘境の島へは、石垣島の「離島ターミナル」からさまざまなコースの観光ツアーが出ていますので、それを利用して便利です。今回は西表島と合わせて由布島と小浜島を巡る3島周遊コースに参加してきました。

石垣島から船で約40分ほど揺られ、西表島の玄関口である大原港に着くと、すぐさまボートに乗換え、仲間川のマ

ングローブクルーズに出発です（写真⑧）。両岸に樹木が生い茂るその景観は、まさに「日本のアマゾン」。上流に向かい川幅が狭くなっていくにつれ、冒険



③放牧されている牛や馬が見られるのも与那国島の魅力の一つ



④波間に堂々と佇む立神岩。近くで見るとその迫りに圧倒される

気分が高まります。道中では「マングローブ」とは熱帯・亜熱帯の河口汽水域に生えている植物の総称である「ことなど、ガイドさんが丁寧に説明してく



⑤ドラマで観た世界がそのまま広がる、ファンにはたまらない風景



⑥日本で最後に沈む夕日を望める西崎

れます。そして、このクルーズのハイライトが「サキシマスオウノキ」です(写真⑨)。2000年に「森の巨人たち百選」にも選ばれたこの巨木は、推定樹齢約400年とされています。クネクネと張り出した板状の根(板根と呼ぶそうです)の奇妙な造形は、いかにも熱帯ジャングルの趣を湛えています。自然の偉大さを感じられるスポットです。

クルーズの次はバスに乗り込み、島に1本しかない国道を走って「由布島」へと向かいます。海の上を渡る水牛車で有名なこの島は、現在は島全体が植物園になっています。この水牛車については、写真でご覧になった方も多々と思いますが、その魅力はやはり実際に乗ってみないとわからないと思います(写真⑩)。海の上をのんびりと歩く水牛の歩みが、夢見心地の気分にならせてくれるのです。実際、渡った先にある「由布島」が異次元空間のように思えてくるから不思議なものです。水牛を操るオジサンが唄ってくれる沖縄民謡も雰囲気盛り上げてくれます。

南十字星が輝き、マンタに会える島「小浜島」とその他の島々

由布島からまた水牛車で西表島に戻り、大原港から再度船に乗って「小浜島」へ。南十字星を表す「はいむるぶ

し」という名の広大なリゾート施設で昼食をいただいた後、マイクロバスで島を一周します。

ちなみに、この「小浜島」は2001年に放送されたNHK連続テレビ小説『ちゅらさん』の舞台になった島です。ガイドさんの説明を聞きながら、有名なシュガーロードや撮影に使われた家屋などを回っていきます。島一番の名勝地である「細崎」と西表島の間を流れるヨナラ水道は、別名「マンタウェイ」と呼ばれるほどマンタとの遭遇率が高く、ダイバーたちに大人気だそうです。海人公園に実物大のマンタのオブジェがあり、その巨大さに驚きました(写真⑪)。

こうして今回は石垣島から与那国島、そして離島ツアーで西表島と由布島、小浜島と駆け足で巡ってきましたが、他にも八重山諸島には最も伝統文化が色濃く残る「竹富島」(写真⑫)、牛の数が人口の10倍という「黒島」、上地島と下地島の2つの島からなる「新城島」、サンゴの島「鳩島」、そして有人島としては日本最南端の「波照間島」と、魅力的な島がたくさんあります。おそろく1日、2日ではその魅力を存分に堪能することはできないので、是非とも中長期の休暇を取って、八重山諸島の離島巡りにお越しください。



⑨自然の偉大さ、生命力を感じるサキシマスオウノキ



⑧両岸にマングローブの木が生い茂るなかを進むクルーズ



⑦古代の神殿のような外形が人々を惹きつける



⑫昔ながらの家屋が数多く残る竹富島



⑪実物大のマンタのオブジェは、遠目に見てもこの大きさ！



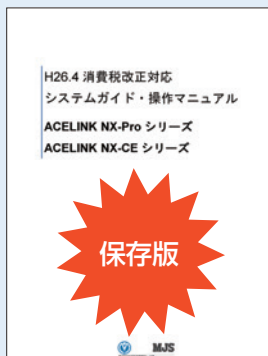
⑩水牛車でゆったりと海を渡るひとは、夢見心地の気分にならせてくれる

『H26.4 消費税改正対応システムガイド』を ご覧になりましたか？

消費税改正に伴うMJSシステムの変更点や使い方をまとめています。

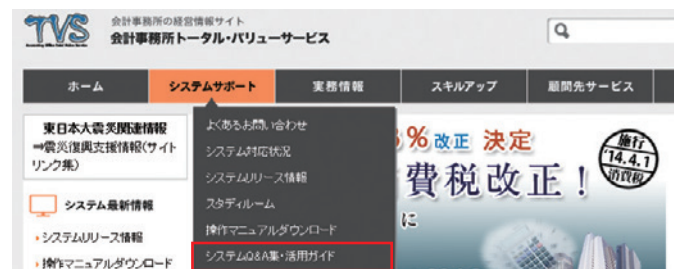
- MJSシステムはどう変わる？
- 仕訳入力は？
- 設定は？
- 顧問先連動は？

1月末～2月上旬
消費税改正対応プログラムに
同梱して送付しました。



システムガイドはダウンロードできます！

TVSサイト (<http://tvs.mjs.co.jp/>)へアクセス
「システムサポート」の「システムQ & A集・活用ガイド」をクリック



「平成26年4月 消費税改正対応システムガイド」およびシステムの操作についてのお問い合わせは、
カスタマーサービスセンター、または担当支社までご連絡ください。

東京国立博物館にて開催する特別展「栄西と建仁寺」にご招待

日本に禅宗（臨済宗）を広め、京都最古の禅寺「建仁寺」を開創した栄西禅師ようさいぜんしの800年遠忌にあたる今年、東京国立博物館は特別展「栄西と建仁寺」を開催します。

本展では、京都祇園にある建仁寺や全国の建仁寺派の諸寺院などに伝えられた、栄西ゆかりの宝物が一挙に公開されます。なかでも目玉は、日本絵画の名品として知られる国宝「風神雷神図屏風」。江戸時代初期の京都で活躍した俵屋宗達によって描かれたとされる本品の風神と雷神は、それぞれ風と雷・雨の神として、神格化した自然を表現したもの。古来より自然に対して畏敬の念を払ってきた日本人の心がよく表れています。

ミロク情報サービスよりこの展覧会に10組20名様をご招待いたします。ふるってご応募ください。

【開催期間】

2014年3月25日(火)～5月18日(日)

【応募方法】

- 応募期限:2014年3月14日(金)
- ご招待プレゼント数:10名様(20枚)
- 応募方法:官製はがきかFAXにて、郵便番号、住所、氏名、性別、年齢、職業、電話番号、希望枚数(お一人様最大2枚まで)を明記の上、以下の宛先までご応募ください。※当日消印有効
- 応募先:
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-29-1
MJSビル ミロク情報サービス 社長室
広報・IRチーム
「CHANNEL東京国立博物館プレゼント」係

FAX:0120-369-711

- 当選発表:お申し込み多数の場合は、抽選とさせていただきます。当選結果はチケットの発送をもって換えさせていただきます。

【東京国立博物館友の会&パスポートのご案内】

同館では、東京国立博物館友の会と東京国立博物館パスポートを設けています。有効期限はともに1年、総合文化展(平常展)は何度でもご覧いただけるほか、特別展の観覧などの特典もそれぞれございます。詳しくは同館のホームページ(<http://www.tnm.jp/>)をご覧ください。



《国宝 風神雷神図屏風》
俵屋宗達筆 江戸時代・
17世紀 京都・建仁寺蔵
展示期間:全期間



会計人の

リレーエッセイ

沖縄ミロク会計人会 大濱 盛英 (沖縄県浦添市)

定番観光の道草

私が住んでいるところは浦添市です。那覇市は観光地として有名ですが、浦添市は那覇市のベッドタウンとして今後ますます発展が期待されています。沖縄都市モノレールは那覇市にしかありませんでしたが、そのモノレール路線の延長が決まり、7年後には浦添市にも開通します。那覇市の首里城は定番観光コースとして皆が訪れますが、その首里城とも関係が深い沖縄の芸能を演じる国立の組踊劇場(国立劇場おきなわ)が浦添市にはあります。

組踊とは、せりふ、音楽、所作、舞踊によって演舞される沖縄版オペラとも言うべきものです。組踊は中国からの使者を迎え入れた際にその歓迎の席で演じられたものです。この組踊を考案したのが、玉城朝薫でその内容は歌舞伎、能などの影響を強く受けているようです。当時の沖縄は薩摩侵攻で薩摩の支配下にあり、中国との関係も断ち切れず両者の板挟みに会いながらも、良いものは取り入れたつつ文化をつくり出した先人の知恵としたたかさに感心します。沖縄にはチャンプルーという言葉があります。ごちゃまぜにするという意味ですが、ゴーヤーちゃんぷる、そめんちゃんぷるという料理が代表的で、これもそのなごりかもしれません。

組踊は沖縄が日本に復帰した1972年に国の「重要無形文化財」に指定されました。そして、2010年にユネスコの「無形文化



第3期組踊研修生第1回発表会(組踊「執心鐘入」より)

遺産」として登録されました。なお、国立劇場おきなわでは、組踊の保存継承のため、平成17年から組踊の伝承者養成研修を実施しています。現在は9名の研修3期生が所属、これまでに19名の研修修了生が輩出されており、さまざまな舞台で活躍しています。

先ごろ歌舞伎の人間国宝である坂東玉三郎氏が沖縄の地元の役者とともに新作組踊を沖縄と東京で上演し、かなりの好評を得ました。私もチケットの発売初日に購入に行きました。が、わずかな短時間で売り切れとなり未だその公演を鑑賞していません。

時間に追われながら数をこなす定番観光コースに疲れたら、悠久の歴史を感じながら、王朝文化を鑑賞して心身を癒すのもたまには良いと思いますよ。

表紙の写真



たまきやま
「玉陵」
(沖縄県那覇市)

玉陵は、琉球王国第二尚氏王統の第3代国王・尚眞王が父尚門の遺骨を改葬するために築られました。墓室は3つに分かれ、中室・東室・西室で構成されています。1972年5月に玉陵墓室石牆が国指定有形文化財建造物に、玉陵は国指定記念物史跡に指定されました。また、2000年12月に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録されました。

月刊 税理士事務所 CHANNEL

通巻391号

- 発行 株式会社ミロク情報サービス
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-29-1
TEL. 03-5361-6309 (広報・IRチーム)
- 発行人 是枝 周樹
- 編集企画 ミロク会計人会連合会広報委員会
ミロク会計人会事務局、広報・IRチーム
- 配信制作 東方通信社
- 印刷 株式会社シナノ
- 購読申込 株式会社ミロク情報サービス
- 禁無断転載

※本誌に掲載されている会社名及び製品名は、各社の商標または登録商標です。

顧問先様の繁栄をともに・・・

2011年11月に締結されたミロク会計人会連合会様との業務提携に、多くの会員の先生方より深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私どもアイエヌジー生命は、今後も会員の先生方のお力添えをいただきながら、ミロク会計人会連合会様のご発展に尽力してまいりますので、引き続き、格別のご高配を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。



アイエヌジー生命は、
中小企業の経営リスクをカバーする
法人向け事業保険と、老後の生活設計に役立つ
個人向け保険のスペシャリストです。

創業以来27年にわたり、業界を取り巻く環境の変化を的確に捉えて様々な挑戦を続けてきたアイエヌジー生命は、今後も時代に先駆けた商品とサービスを提供してまいります。

全国330名の会員の先生方にアイエヌジー生命の
代理店としてご活躍いただいております!!

※代理店登録数は2013年12月末時点のものです。

アイエヌジー生命の 生活障害保障型定期保険

- 1 所定の生活障害状態となった場合など、生存時の保障も充実。
死亡時の「死亡保険金」または高度障害状態あるいは生活障害状態になったときの「生活障害保険金」そのいずれかをお支払いします。
- 2 万一の場合の、経営者の退職金・弔慰金の財源として備えることもできます。
- 3 法人契約の場合、保険料を全額損金扱い※1とすることが可能。
- 4 ご契約後でも、保険種類の変更が可能。期間途中、無診査で定期保険や終身保険などへの変更※2ができます。

※1:保険料の経理処理について 法人契約で、以下の条件を満たす場合、保険料は全額損金扱いとすることが可能です。現行の法人税基本通達には生活障害保障型定期保険に関する規定はありませんので、税務の取扱いには現行の定期保険の規定を根拠としています。＜条件＞保険期間満了年齢≤70歳 または 契約年齢+保険期間×2≤105

※2:保険種類の変更について 保険料は変更時の被保険者の年齢および保険料率によります。その他、保険種類の変更のお取扱いに関しては、諸条件があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」等をご確認ください。

※税務処理について 平成25年12月1日現在施行中の税制を参照しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。

アイエヌジー生命保険株式会社



〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-1 ニューオータニガーデンコート26階
TEL: 03-5210-0369 www.ing-life.co.jp

R14/0101